

農 環 第 5 8 3 号
平成 2 7 年 3 月 2 7 日

農村計画課長 殿

農林水産部長
(公印省略)

茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり一部改正したので通知します。

なお、適用日については、平成 27 年 4 月 1 日からとし、関係市町村には別途農林事務所長から通知します。

農村環境課
担当 古澤
029-301-4259

茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項の主な改正点

○国の要綱改正に伴う変更

- ・国の要綱名の変更（旧：地域自主戦略交付金→新：農山漁村地域整備交付金）
- ・集落地域整備事業はむらづくり総合整備事業へ統合。
- ・ふるさと水と土ふれあい事業は棚田地域等保全整備事業へ統合。

○農業集落排水事業は別途単独の要項に移行。

茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項

平成 8 年 4 月 1 日付農建第 258 号
改正 平成 14 年 4 月 19 日付農環第 301 号
改正 平成 15 年 4 月 7 日付農環第 304 号
改正 平成 16 年 4 月 1 日付農環第 287 号
改正 平成 17 年 4 月 1 日付農環第 313 号
改正 平成 17 年 5 月 27 日付農環第 594 号
改正 平成 18 年 4 月 3 日付農環第 219 号
改正 平成 21 年 4 月 1 日付農環第 27 号
改正 平成 22 年 4 月 1 日付農環第 4 号
改正 平成 23 年 4 月 18 日付農環第 61 号
改正 平成 27 年 3 月 27 日付農環第 583 号

(趣旨)

第 1 条 県は、農業・農村の総合的な整備に資するため、国が定める農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号、農林水産事務次官依命通達）及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通達）に基づき実施される農村総合整備事業等（地域用水環境整備事業、中山間地域総合整備事業、棚田地域等保全整備事業、むらづくり総合整備事業）に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、土地改良区、農業協同組合その他団体であって知事が適当と認める者（以下「市町村等」という。）に補助金を交付するものとし、当該補助金については茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業、補助率及び補助対象経費)

第 2 条 補助対象事業及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定に基づく申請を補助金交付申請書（様式第 1 号）により、別に定める期日までに、所轄農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。但し、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税仕入等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第 4 条 規則第 7 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(変更の申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という)は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という)に要する経費の配分または事業内容の変更(規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、変更承認申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 補助金の額の増減
- (3) 事業の内容の変更

- ① 純工事費の工種別事業量の30%を超える増減
- ② 純工事費の工種の新設、変更又は廃止

(着手届)

第7条 補助事業者は、工事に着手したときは工事着手届(様式第4号)を速やかに所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づく状況報告について、当該年度の4月1日から12月31日までの遂行状況を取りまとめた遂行状況報告書(様式第5号)を、1月31日までに所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第13条の規定に基づく実績報告について、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を所長に提出しなければならない。

2 第3条第2項但し書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第2項但し書きに該当した当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項但し書きにより交付申請をし、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入に係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により所長に提出するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定等)

第10条 所長は、前条の実績報告書を受領したときは、規則第14条に基づく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ額の確定について通知するものとする(様式第8号)。

- 2 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に調査を行うことができる。
- 3 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して調査することができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定に基づく調査に要する費用及び調査の結果生じた費用を県に請求することはできない。

(補助金の概算払い)

- 第 11 条 所長は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の 90%以内を限度として、事業の進捗度合いを考慮した額を概算払いすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払いを必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第 9 号)を所長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 12 条 規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、それぞれ 1 件の取得価格が 50 万円以上のものとする。
- 2 補助事業者は、当該財産の耐用年数を勘案して別に定めた期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りでない。

(関係書類の保存)

- 第 13 条 補助事業者は、補助事業に係わる収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から 5 ヶ年間保存しなければならない。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 71 条に規定する期間とする。

付 則

この要項は、平成 8 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 14 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 15 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 16 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 17 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 17 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 18 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 21 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 22 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 23 年度の事業から適用する。

付 則

この要項は、平成 27 年度の事業から適用する。

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり
茨城県補助金交付規則第4条の規定により補助金

事業を実施したいので、
円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙第1のとおり）
- 3 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第2のとおり）
- 4 事業の完了予定 年 月 日
- 5 その他参考となる書類
（間接補助事業の場合は、市町村の補助金交付に関する規定又は要綱等）

収 支 予 算 書

区分	事業費	国庫補助費	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他	備考
農業生産基盤整備費 工事費	円	円	円	円	円	
農村生活環境基盤整備費 工事費						
計						

(記載要領)

- 1 別表に区分が掲げられている場合、区分毎に記載すること。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名				地区名 (事業主体)				施工年度								
区分	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	交付額	補助率	地方公共団体等負担分			事業量		事業費
											都道府県費	市町村費	その他			
				円		円		円		%	円	円	円		円	
計																

注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け農地A第826号農林事務次官通達)に係る返還対象事業にあつては、地区内における国庫補助金の振分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 1 別表に区分が掲げられている場合、区分毎に記載すること。
- 2 費目欄には、区分毎に工事費の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 3 工種欄には、別表に掲げられている工種により記載すること。
- 4 事業量欄事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分(事業主体)ごとに、消費税仕込控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農林事務所長 印

年度 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業補助金については、茨城県補助金交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	一金	円也
補助金の額	一金	円也

- 2 補助事業の内容、経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、請書に記載されたとおりとする。
- 3 補助条件
(注) 国の交付決定通知の写に掲げる補助条件を参照して適宜追加及び削除すること。

【補助条件の記載例】

- (1) 補助事業者は、茨城県補助金交付規則、茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項及びこの補助金に関する国の要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間保存しなければならない。
- (3) 当該事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図り、知事が別に定める期間内において、これを補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。なお、当該期間内に承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の一部を知事に納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業が完了し又は中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその支持を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第2項の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により知事が別に定める場合を除き、補助金のうち別表の補助金の返還額算定方法の欄に掲げる方法により算定される額（知事がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を知事に返還しなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条第2項の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内（土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内）に昭和45年7月4日付け45農地A第1086号農林事務次官通達（以下「次官通達」という。）記の2の（1）に掲げる事由に該当した場合（知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）には、補助金のうち、別表の補助金返還の算定方法の欄に掲げ方法によって算出される金額に、次官通達記の2の（1）に掲げる事由に係るものの面を乗じて得た金額（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させた場合にあっては当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た金額に当該用に係る面積を乗じて得た金額）に相当する部分を知事に返還しなければならないこと。
- (7) 間接補助事業にあっては、市町村が間接補助事業者に対し間接補助金の交付の決定をしようとするときは、前項各号の条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - ① 工事に着手したときは、工事着手届を速やかに知事に提出すること。
 - ② 知事は必要があると認めたときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、間接補助事業者は、検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を知事に請求することはできない。

(注) 別表に掲げられていない地区については、前記（5）、（6）は削除する。

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

（注）上記「関係書類」とは、この要項の別紙第1及び第2の様式に準じ、変更前と変更後を比較対照できるように変更に係る部分についてのみ変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

工 事 着 手 届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった事業については、下記より 年 月 日工事に着手しました。

記

- 1 地区名及び工事名
- 2 事業の施工方法（直営，請負の別）
- 3 契約方法 （一般競争，指名競争，随意契約等の別）
- 4 契約書の写 （契約条項を除く）
（注）工事を分割して請負契約する場合は契約の都度，又調査等の委託契約についても提出すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった事業の 年 月 日現在の
遂行状況について、茨城県補助金交付規則第 1 1 条の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況（別紙第 3 のとおり）
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

事業等遂行状況

1 収支状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) (A)	備考
		事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		
		円	円	円	円	%	

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので茨城県補助金交付規則第 13 条の規定により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別紙第 4 のとおり）
- 3 補助事業の成果（別紙第 2，第 5，第 6 及び第 7 のとおり）

- （注） 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として別に作成のうえ提出する。
- 2 記の 3 の事業の成果は，申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう申請書の内容を上段に（ ）書きで記入すること。
なお，翌年度への繰越額がある場合は，中段に《 》書きで繰越分を記入し，年度内施行分を最下段裸書きで記入すること。
- 3 補助事業の成果は，該当がないものについては添付しなくてもよい。

収 支 精 算 書

区分	事業費	国庫補助費	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他	備考
農業生産基盤整備費 工事費	円	円	円	円	円	
農村生活環境基盤整備費 工事費						
計						

上段（）書きは予算額，下段は精算額である。

（記載要領）

- 1 別表に区分が掲げられている場合，区分毎に記載すること。

請 負 及 び 竣 工 検 査 調 書

地区名	区分	施工箇所	構造又は 工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工現月日 竣工年月日	竣工検査		契約方法	備考
									検査年月日	検査責任者 職氏名		

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
- 2 請負契約に変更があったときは、設計金額及び請負金額の欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を () 書きで上段に記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- 4 間接補助事業にあつては、地区名の下に () 書きで事業主体名を記入すること。
- 5 構造又は工法欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う構造又は工法を記載すること。

残 材 料 調 書

地区名	名称	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては,地区名の下に () 書きで事業主体を記入すること。

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇〇の財産）

事業名	地区名	事業主体	名称	計上寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況		補助金 返還額	備考
									耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種別	処分の 年月日		

- （注）1 表題中の〇には各事業の国の補助金交付要綱で農林水産大臣が定める財産について規定している各項名を記載すること。
- 2 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
- 3 備考欄には、当該事業に係る補助率等を記載すること。

様式第7号（第9条第3項）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった平成 年度
事業補助金については、茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項第9条第3の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により
確定した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

平成 年 月 日
番 号

市 町 村 長 殿

農林事務所長

補助金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で交付した、平成 年度 事業補助金の額は、交付決定額のとおり 円と確定したから通知する。

記

1 地区名等

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 

年度 事業概算払申請書

年 月 日付け 号で交付決定となったこの事業について
下記の事由により概算払いを請求します。

記

1. 概算払いの事由

2. 請求金額

(単位：円)

地区名	補助金交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	割合 (B+C)/A	備考
〇〇〇					
△△△					
計				%	

参 考

対象事業

実 施 要 綱	対 象 事 業
農山漁村地域整備交付金	むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	棚田地域等保全整備事業

様 式

様式第1号（第3条関係）	事業補助金交付申請書
様式第2号（第4条関係）	事業補助金交付決定通知書
様式第3号（第5条関係）	事業変更承認申請書
様式第4号（第7条関係）	工事着手届
様式第5号（第8条関係）	事業遂行状況報告
様式第6号（第9条関係）	事業実績報告書
様式第7号（第9条第3項）	仕入に係る消費税等相当額報告書
様式第8号（第10条関係）	補助金の額の確定について
様式第9号（第11条第2項）	事業概算払申請書

別紙様式

別紙第1	収支予算書
別紙第2	経費の配分及び事業計画の概要
別紙第3	事業遂行状況
別紙第4	収支精算書
別紙第5	請負及び竣工検査調書
別紙第6	残材料調書
別紙第7	財産管理台帳

別 表

事業名	区 分	工 種	補 助 率
地域用水 環境整備 事業		(1) 親水・景観保全のための 施設整備 (2) 生態系保全のための施 設整備 (3) 地震等の災害発生時に 消防水利又は生活水利を 容易にするための施設整 備 (4) 渇水時に必要となる 以下の施設 ①農業排水を再利用する ための施設整備 ②緊急水源確保のための 施設整備 ③各水源間で相互に農業 用水を融通するための 施設整備 ④造成された施設の適切 な利用と保全を図るため の施設整備 (5) 地域用水機能増進の ための施設整備 (6) その他知事が特に必要 と認める施設整備	工事費 70%以内
中山間地 域総合整 備事業	1 農業生産 基盤整備	(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全	工事費 75%以内
	2 農村生活環境 基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設 整備	工事費 70%以内

事業名	区分	工種	補助率
		(5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤施設整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合	
	3 特認事業	特認事業	
棚田地域等保全整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) 棚田等整備 (2) 土地改良施設整備	工事費または 間接補助事業費 75%以内
	2 保全活動施設整備	(1) 環境整備 (2) 交流施設整備 (3) 生活環境施設整備	工事費または 間接補助事業費 70%以内
むらづくり総合整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全	工事費 70%以内
	2 農村生活環境基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源利活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤施設整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的な土地改良施設保全整備 (14) 集落土地基盤整備	工事費 65%以内

茨城県 農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 訂 後	現 行
<p style="text-align: center;">茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、農業・農村の総合的な整備に資するため、国が定める<u>農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号、農林水産事務次官依命通達)</u>及び<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通達)</u>に基づき実施される農村総合整備事業等(地域用水環境整備事業、中山間地域総合整備事業、棚田地域等保全整備事業、むらづくり総合整備事業)に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、土地改良区、農業協同組合その他団体であって知事が<u>適当と認める者</u>(以下「市町村等」という。)に補助金を交付するものとし、当該補助金については茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>(補助対象事業、補助率及び補助対象経費)</p> <p>第2条 補助対象事業及び補助率は、別表<u>に</u>定めるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>規則第4条の規定に基づく申請を補助金交付申請書(様式第1号)により、別に定める期日までに、所轄農林事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">茨城県農村総合整備事業等補助金交付要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、農業・農村の総合的な整備に資するため、国が定める<u>地域自主戦略交付金制度要綱(平成23年4月1日付け政地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・2.3文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第1.0号厚生労働事務次官通知・2.2農振第21.8.4号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2.6.1.4号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通知)</u>及びこれと関連する規定に基づき実施される農村総合整備事業等(<u>農業集落排水事業、集落地域整備事業、</u>地域用水環境整備事業、中山間地域総合整備事業、棚田地域等保全整備事業、むらづくり総合整備事業)及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通達)に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、土地改良区、農業協同組合その他団体であって知事が<u>適当と認めるもの</u>(以下「市町村等」という。)に補助金を交付するものとし、当該補助金については茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>(補助対象事業、補助率及び補助対象経費)</p> <p>第2条 補助対象事業及び補助率は、別表<u>の</u>定めるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに、所轄農林事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p>

茨城県 農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 訂 後	現 行
<p>2 <u>補助金の交付を受けようとする者は前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。但し、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税仕入等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。</u></p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第4条 規則第7条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>（変更の申請）</p> <p>第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、<u>補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）に要する経費の配分または事業内容の変更（規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、変更承認申請書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>（軽微な変更の範囲）</p> <p>第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は<u>次に掲げる変更以外の変更とする。</u></p> <p><u>(1) 事業主体の変更</u></p> <p><u>(2) 補助金の額の増減</u></p> <p><u>(3) 事業の内容の変更</u></p> <p>①<u>純工事費の工種別事業量の30%を超える増減</u></p> <p>②<u>純工事費の工種の新設、変更又は廃止</u></p>	<p>2 前項の申請書を提出するにあたっては、<u>当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税仕入等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。</u></p> <p>（交付決定の通知）</p> <p>第4条 規則第7条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>（変更の承認）</p> <p>第5条 補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、<u>補助事業に要する経費の配分または事業内容の変更（規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、変更承認申請書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>（軽微な変更の範囲）</p> <p>第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は別表に定めるとおりとする。</p>

茨城県 農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 訂 後	現 行
<p>(着手届)</p> <p>第7条 補助事業者は、工事に着手したときは工事着手届（様式第4号）を速やかに所長に提出しなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第8条 補助事業者は、<u>規則第11条の規定に基づく状況報告について、当該年度の4月1日から12月31日までの遂行状況をとりまとめた遂行状況報告書（様式第5号）を、1月31日までに所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 <u>補助事業者は、規則第13条の規定に基づく実績報告について、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第3条第2項但し書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第2項但し書きに該当した当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項但し書きにより交付申請をし、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により所長に提出するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。</u></p> <p>(額の確定等)</p> <p>第10条 所長は、前条の実績報告書を受理したときは、<u>規則第14条に基づく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補</u></p>	<p>(着手届)</p> <p>第7条 補助事業者は、工事に着手したときは工事着手届（様式第4号）を速やかに所長に提出しなければならない。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第8条 補助事業者は、<u>補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在における当該事業の遂行状況報告書（様式第5号）を、当該四半期の最終月の翌月10日までに所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(実績報告書)</p> <p>第9条 <u>規則第13条の規定により補助事業者が所長に提出する実績報告書は、様式第6号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合には、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第2項ただし書きに該当した補助事業について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項ただし書きにより交付申請をし、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により所長に提出するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。</u></p> <p>(検査及び補助額の確定)</p> <p>第10条 所長は、前条の実績報告書を受理したときは、<u>速やかに竣工検査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。</u></p>

茨城県 農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 訂 後	現 行
<p><u>助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ額の確定について通知するものとする(様式第8号)。</u></p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に調査を行うことができる。</p> <p>3 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して調査することができる。</p> <p>4 補助事業者は、前項の規定に基づく調査に要する費用及び検査の結果生じた費用を県に請求することはできない。</p> <p>(補助金の概算払い)</p> <p>第11条 所長は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90%以内を限度として、事業の進捗度合いを考慮した額を概算払いすることができる。</p> <p>2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払いを必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第9号)を所長に提出しなければならない。</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第12条 規則第20条第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。</p> <p>2 補助事業者は、当該財産の耐用年数を勘案して別に定めた期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>2 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に検査を行うことができる。</p> <p>3 所長は、<u>前2項の規定により検査を行うにあたり</u>必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4 補助事業者は、前3項の規定による検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を県に請求することはできない。</p> <p>(補助金の概算払い)</p> <p>第11条 所長は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内を限度として、事業の<u>進ちよく</u>度合いを考慮した額を概算払いすることができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払いを必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第8号)を所長に提出するものとする。</p> <p><u>3 前項の規定により補助金の概算払いを受けた補助事業者は、第9条の規定による実績報告書を提出する際に併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳簿の様式(平成5年 茨城県告示第404号様式第102号)を提出して精算しなければならない。</u></p> <p>(財産の指定)</p> <p>第12条 規則第20条第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。</p> <p>2 補助事業者は、当該財産の耐用年数を勘案して別に定めた期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りでない。</p>

茨城県 農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 訂 後	現 行
<p>(関係書類の保存)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業に係わる収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から 5 ヶ年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。</p> <p>付 則 この要項は、平成 8 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 14 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 15 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 16 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 17 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 17 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 18 年度の事業から適用する。</p>	<p>(関係書類の保存)</p> <p>第 1 3 条 補助事業者は、補助事業に係わる収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から 5 ヶ年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 5 8 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 6 3 年政令第 3 6 0 号）第 7 1 条に規定する期間とする。</p> <p>付 則 この要項は、平成 8 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 14 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 15 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 16 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 17 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 17 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 18 年度の事業から適用する。</p>

茨城県 農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 訂 後	現 行												
<p>付 則 この要項は、平成 21 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 22 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 23 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 27 年度の事業から適用する。</p> <p>*****</p> <p>参考 対象事業</p>	<p>付 則 この要項は、平成 21 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 22 年度の事業から適用する。</p> <p>付 則 この要項は、平成 23 年度の事業から適用する。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>*****</p> <p>参考 対象事業</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="69 981 584 1034">実 施 要 綱</th> <th data-bbox="584 981 1093 1034">対 象 事 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="69 1034 584 1326"><u>農山漁村地域整備交付金</u></td> <td data-bbox="584 1034 1093 1326"> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1326 584 1422">農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱</td> <td data-bbox="584 1326 1093 1422"> <u>【削除】</u> <u>棚田地域等保全整備事業</u> </td> </tr> </tbody> </table>	実 施 要 綱	対 象 事 業	<u>農山漁村地域整備交付金</u>	<u>【削除】</u> <u>【削除】</u> むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	<u>【削除】</u> <u>棚田地域等保全整備事業</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 981 1601 1034">実 施 要 綱</th> <th data-bbox="1601 981 2101 1034">対 象 事 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1034 1601 1326"><u>地域自主戦略交付金制度要綱</u></td> <td data-bbox="1601 1034 2101 1326"> <u>農業集落排水事業</u> <u>集落地域整備事業</u> むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1326 1601 1422">農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱</td> <td data-bbox="1601 1326 2101 1422"> <u>ふるさと水と土ふれあい事業</u> 棚田地域等保全整備事業 </td> </tr> </tbody> </table>	実 施 要 綱	対 象 事 業	<u>地域自主戦略交付金制度要綱</u>	<u>農業集落排水事業</u> <u>集落地域整備事業</u> むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	<u>ふるさと水と土ふれあい事業</u> 棚田地域等保全整備事業
実 施 要 綱	対 象 事 業												
<u>農山漁村地域整備交付金</u>	<u>【削除】</u> <u>【削除】</u> むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業												
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	<u>【削除】</u> <u>棚田地域等保全整備事業</u>												
実 施 要 綱	対 象 事 業												
<u>地域自主戦略交付金制度要綱</u>	<u>農業集落排水事業</u> <u>集落地域整備事業</u> むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業												
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	<u>ふるさと水と土ふれあい事業</u> 棚田地域等保全整備事業												

茨城県農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 正 後					現 行				
別 表					別 表				
事業名	区 分	工 種	補 助 率	軽 微 な 変 更	事業名	区 分	工 種	補 助 率	軽 微 な 変 更
【削除】				【削除】	農業集落排水事業		農業集落排水施設整備	(1) 工事費 5.0%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 事業の内容の変更 ア 純工事費の工種別事業量の3.0%を超える増減 イ 純工事費の工種の新設、変更又は廃止
農業集落排水事業は単独の要項へ移行したため、当要項からは削除。					軽微な変更は、要項第6条にて具体的に記したため、別表より削除。				
【削除】					集落地域整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全	(1) 工事費 7.0%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 経費の配分の変更 ア 区分間の経費の額の流用
集落地域整備事業は国の要綱改訂に伴い、実施可能な工種はすべてむらづくり総合整備事業に統合できるため削除。									
						2 農村生活環境基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農村公園緑地整備 (5) 農業近代化施設・集落活性化施設等用地整備 (6) 集落防災安全施設整備 (7) 地域資源利活用基盤整備 (8) ライフライン収容施設整備 (9) 集落水辺環境整備 (10) 集落緑化施設整備	(1) 工事費 6.5%以内 (平成16年度までに採択された地区については7.0%以内)	(4) 事業の内容の変更 ア 工種別事業量の3.0%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
						3 集落農園基盤整備	ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業		
						4 集落土地基盤整備	ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業		
						5 特認事業	特認事業		

茨城県農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改 正 後				現 行				
地域用水環境整備事業	(1) 親水・景観保全のための施設整備 (2) 生態系保全のための施設整備 (3) 地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設整備 (4) 渇水時に必要となる以下の施設 ①農業排水を再利用するための施設整備 ②緊急水源確保のための施設整備 ③各水源間で相互に農業用水を融通するための施設整備 ④造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設整備 (5) 地域用水機能増進のための施設整備 (6) その他知事が特に必要と認める施設整備	工事費 70%以内		地域用水環境整備事業	(1) 親水・景観保全のための施設整備 (2) 生態系保全のための施設整備 (3) 地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設整備 (4) 渇水時に必要となる以下の施設 ①農業排水を再利用するための施設整備 ②緊急水源確保のための施設整備 ③各水源間で相互に農業用水を融通するための施設整備 ④造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設整備 (6) 地域用水機能増進のための施設整備 (7) その他知事が特に必要と認める施設整備	(1) 工事費 70%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 事業の内容の変更 ア 工種別事業量の30%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止	
中山間地域総合整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全	工事費 75%以内	中山間地域総合整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全	(1) 工事費 75%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 経費の配分の変更 ア 補助率の異なる区分間の経費の額の流用 (4) 事業の内容の変更 ア 工種別事業量の30%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
	2 農村生活環境基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤施設整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合	工事費 70%以内		2 農村生活環境基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤施設整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合	(1) 工事費 70%以内	
	3 特認事業	特認事業			3 特認事業	特認事業		
【削除】				ふるさと水と土ふれあい事業	1 保全整備事業 (1) 土地改良施設保全 (2) 土地改良施設周辺環境整備 (3) 農地保全 (4) 農地周辺環境整備 (5) ふれあい保全活動促進施設等整備	(1) 工事費または間接補助事業費 80%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 事業の内容の変更 ア 工種別事業量の30%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止	
ふるさと水と土ふれあい事業は、国の実施要綱改訂に伴い棚田地域保全整備事業に統合された。								

茨城県農村総合整備事業等補助金交付要項 (新旧対照表)

改正後				現行				
棚田地域等保全整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) 棚田等整備 (2) 土地改良施設整備	工事費または 間接補助事業費 75%以内	棚田地域等保全整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) 棚田等整備 (2) 土地改良施設整備	(1) 工事費または 間接補助事業費 75%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 経費の配分の変更 ア 補助率の異なる区分間の経費の額の流用 (4) 事業の内容の変更 ア 工種別事業量の30%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
	2 保全活動施設整備	(1) 環境整備 (2) 交流施設整備 (3) 生活環境施設整備	工事費または 間接補助事業費 70%以内		2 保全活動施設整備	(1) 環境整備 (2) 交流施設整備 (3) 生活環境施設整備	(1) 工事費または 間接補助事業費 70%以内	
むらづくり総合整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全 (6) 農用地管理保全	工事費 70%以内	むらづくり総合整備事業	1 農業生産基盤整備	(1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良又は保全 (6) 農用地管理保全	(1) 工事費 70%以内	地区ごとに次に掲げる変更以外の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 補助金の額の増減 (3) 経費の配分の変更 ア 区分間の経費の額の流用 (4) 事業の内容の変更 ア 工種別事業量の30%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
	2 農村生活環境基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源利活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤施設整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的な土地改良施設保全整備 (14) 集落土地基盤整備 【削除】	工事費 65%以内		2 農村生活環境基盤整備	(1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源利活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤施設整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的な土地改良施設保全整備 (14) 集落土地基盤整備 (15) 市町村創造型整備	(1) 工事費 65%以内	

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり
茨城県補助金交付規則第 4 条の規定により補助金

事業を実施したいので、
円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙第 1 のとおり）
- 3 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第 2 のとおり）
- 4 事業の完了予定 年 月 日
- 5 その他参考となる書類
（間接補助事業の場合は、市町村の補助金交付に関する規定又は要綱等）

別紙第1

（農業集落排水事業、地域用水環境整備事業、農業集落排水事業の場合）

別紙第1が2種類あるが、
同内容のため1種類に統一した。

収 支 予 算 書

区分	事業費	国庫補助費	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他	備考
工事費	円	円	円	円	円	
計						

別紙第1

—(集落地域整備事業、中山間地域総合整備事業、ふるさと水と土ふれあい事業、棚田地域等保全整備事業、むらづくり総合整備事業の場合)—

収 支 予 算 書

区分	事業費	国庫補助費	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他	備考
農業生産基盤整備費 工事費	円	円	円	円	円	
農村生活環境基盤整備費 工事費						
計						

（記載要領）

- 1 別表に区分が掲げられている場合、区分毎に記載すること。工事費は別表に掲げられている区分毎に記載すること。

別紙第2

（農業集落排水事業のうち（旧農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱）に基づいて実施される事業、地域用水環境整備事業の場合）

別紙第2が2種類あるが、同内容のため1種類に統一した。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名		地区名 （事業主体）				施工年度									
費目	工種	総量		前年度まで		本一年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府県費	市町村費	その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

（記載要領）

- 1 費目欄には、工事費の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 2 工種欄には、純工事費の工種の処理施設、管路施設等を記載すること。
- 3 事業量欄事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、該当年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕込控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙第2

（農業集落排水事業のうち（旧村づくり交付金実施要綱）に基づき実施される事業、集落地域整備事業、中山間地域総合整備事業、ふるさと水と土ふれあい事業、棚田地域等保全整備事業、むらづくり総合整備事業の場合）

経費の配分及び事業計画の概要

事業名				地区名 (事業主体)				施工年度							
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	交付額	補助率	地方公共団体等負担分			事業量		事業費
										都道府 県費	市町村 費	その他			
			円		円		円		%	円	円	円		円	
計															

注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付け農地A第826号農林事務次官通達）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

（記載要領）

- 1 別表に区分が掲げられている場合、区分毎に記載すること。区分欄には、別表に掲げられている区分により記載すること。
- 2 費目欄には、区分毎に工事費の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 3 工種欄には、別表に掲げられている工種により記載すること。ただし、農業集落排水事業の場合は純工事費の工種の処理施設、管路施設等を記載すること。
- 4 事業量欄事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、消費税仕込控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第2号（第4条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

農林事務所長 印

年度 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業補助金については、茨城県補助金交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	一金	円也
補助金の額	一金	円也

- 2 補助事業の内容、経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、請書に記載されたとおりとする。

- 3 補助条件

（注）国の交付決定通知の写に掲げる補助条件を参照して適宜追加及び削除すること。

【補助条件の記載例】

- (1) 補助事業者は、茨城県補助金交付規則、茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項及びこの補助金に関する国の要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間保存しなければならない。
- (3) 当該事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図り、知事が別に定める期間内において、これを補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。なお、当該期間内に承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の一部を知事に納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業が完了し又は中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその支持を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第2項の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により知事が別に定める場合を除き、補助金のうち別表の補助金の返還額算定方法の欄に掲げる方法により算定される額（知事がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を知事に返還しなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条第2項の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内（土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内）に昭和45年7月4日付け45農地A第1086号農林事務次官通達（以下「次官通達」という。）記の2の（1）に掲げる事由に該当した場合（知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）には、補助金のうち、別表の補助金返還の算定方法の欄に掲げ方法によって算出される金額に、次官通達記の2の（1）に掲げる事由に係るものの面を乗じて得た金額（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させた場合にあっては当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た金額に当該用に係る面積を乗じて得た金額）に相当する部分を知事に返還しなければならないこと。
- (7) 間接補助事業にあっては、市町村が間接補助事業者に対し間接補助金の交付の決定をしようとするときは、前項各号の条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - ① 工事に着手したときは、工事着手届を速やかに知事に提出すること。
 - ② 知事は必要があると認めたときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、間接補助事業者は、検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を知事に請求することはできない。

（注）別表に掲げられていない地区については、前記（5）、（6）は削除する。

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

（注）上記「関係書類」とは、この要項の別紙第1及び第2の様式に準じ、変更前と変更後を比較対照できるように変更に係る部分についてのみ変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

工 事 着 手 届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった事業については、下記より 年 月 日工事に着手しました。

記

- 1 地区名及び工事名
- 2 事業の施工方法（直営，請負の別）
- 3 契約方法 （一般競争，指名競争，随意契約等の別）
- 4 契約書の写（契約条項を除く）
（注）工事を分割して請負契約する場合は契約の都度，又調査等の委託契約についても提出すること。

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった事業の 年 月 日現在の
遂行状況について、茨城県補助金交付規則第11条の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況（別紙第3のとおり）
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

別紙第3

事業等遂行状況

1 収支状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費 目	実施計画		出来高		進捗率 (B) (A)	備 考
		事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		
		円	円	円	円	%	

様式第 6 号（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

年度 事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので茨城県補助金交付規則第 13 条の規定により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別紙第 4 のとおり）
- 3 補助事業の成果（別紙第 2，第 5，第 6 及び第 7 のとおり）

- （注） 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として別に作成のうえ提出する。
- 2 記の 3 の事業の成果は，申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう申請書の内容を上段に（ ）書きで記入すること。
なお，翌年度への繰越額がある場合は，中段に《 》書きで繰越分を記入し，年度内施行分を最下段裸書きで記入すること。
- 3 補助事業の成果は，該当がないものについては添付しなくてもよい。

別紙第4

（農業集落排水事業、地域用水環境整備事業、農業集落排水事業の場合）

別紙第4が2種類あるが、
同内容のため1種類に統一した。

収支精算書

区分	事業費	国庫補助費	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他	備考
工事費	円	円	円	円	円	
計						

上段（ ）書きは予算額，下段は精算額である。

別紙第4

—(集落地域整備事業、中山間地域総合整備事業、ふるさと水と土ふれあい事業、棚田地域等保全整備事業、むらづくり総合整備事業の場合)—

収 支 精 算 書

区分	事業費	国庫補助費	都道府県費	市町村費	土地改良区 その他	備考
農業生産基盤整備費 工事費	円	円	円	円	円	
農村生活環境基盤整備 工事費						
計						

上段（）書きは予算額，下段は精算額である。

（記載要領）

1 別表に区分が掲げられている場合，区分毎に記載すること。工事費は別表に掲げられている区分毎に記載すること。

請 負 及 び 竣 工 検 査 調 書

地区名	区分	施工箇所	構造又は 工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工現月日 竣工年月日	竣工検査		契約方法	備考
									検査年月日	検査責任者 職氏名		

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
- 2 請負契約に変更があったときは、設計金額及び請負金額の欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を（）書きで上段に記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- 4 間接補助事業にあつては、地区名の下に（）書きで事業主体名を記入すること。
- 5 構造又は工法欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う構造又は工法を記載すること。

別紙第 6

残 材 料 調 書

地区名	名称	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

（注）間接補助事業にあつては、地区名の下に（）書きで事業主体を記入すること。

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇〇の財産）

事業名	地区名	事業主体	名称	計上寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況		補助金 返還額	備考
									耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種別	処分の 年月日		

- （注）1 表題中の〇には各事業の国の補助金交付要綱で農林水産大臣が定める財産について規定している各項名を記載すること。
- 2 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
- 3 備考欄には、当該事業に係る補助率等を記載すること。

様式第7号（第9条第3項）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 印

仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった平成 年度
事業補助金については、茨城県農村総合整備事業費等補助金交付要項第9条第3の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により
確定した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

番 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市 町 村 長 殿

農林事務所長

補助金の額の確定について

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号で交付した，平成 _____ 年度 _____ 事業補助金の額は，交付決定額のとおり _____ 円と確定したから通知する。

記

1 地区名等

様式第 9 号 (第 11 条第 2 項)

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市町村長 

年度 事業概算払申請書

年 月 日付け 号で交付決定となったこの事業について
下記の事由により概算払いを請求します。

記

1. 概算払いの事由

2. 請求金額

(単位: 円)

地区名	補助金交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	割合 (B+C)/A	備考
〇〇〇					
△△△					
計				%	

参 考

対象事業

実 施 要 綱	対 象 事 業
<u>農山漁村地域整備交付金</u>	農業集落排水事業 集落地域整備事業 むらづくり総合整備事業 地域用水環境整備事業 中山間地域総合整備事業
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	ふるさと水と土ふれあい事業 棚田地域等保全整備事業

様 式

様式第1号（第3条関係）	事業補助金交付申請書
様式第2号（第4条関係）	事業補助金交付決定通知書
様式第3号（第5条関係）	事業変更承認申請書
様式第4号（第7条関係）	工事着手届
様式第5号（第8条関係）	事業遂行状況報告
様式第6号（第9条関係）	事業実績報告書
様式第7号（第9条第3項）	仕入に係る消費税等相当額報告書
<u>様式第8号（第10条関係）</u>	<u>補助金の額の確定について</u>
様式第9号（第11条第2項）	事業概算払申請書

別紙様式

別紙第1	収支予算書
別紙第2	経費の配分及び事業計画の概要
別紙第3	事業遂行状況
別紙第4	収支精算書
別紙第5	請負及び竣工検査調書
別紙第6	残材料調書
別紙第7	財産管理台帳